

平成21年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
審議のまとめ

平成22年3月

目 次

1. これまでの経緯	1
2. 審議経過	1
3. 審議内容	2
(1) 平成21年度調査研究のテーマ	2
(2) 検討の方向性	3
(3) 遺族団体等からのヒアリング	3
①NPO法人ジェントルハートプロジェクト	3
②全国学校事故・事件を語る会	4
(4) 委員からのヒアリングとその後の方向性	4
①児童生徒の自殺の際の危機対応及び態勢整備についてヒアリング	4
②いじめ・自殺等の対応事例についてヒアリング	4
③その後の検討の方向性	5
(5) ワーキング・グループの検討	5
①危機対応研究グループにおける検討の概要	5
②背景調査研究グループにおける検討の概要	7
(6) 協力者会議における審議	9
4. 審議結果の取りまとめ	14
5. 今後の取組について	14

添付資料① 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議について

添付資料② 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者

添付資料③ 遺族団体等からのヒアリング

添付資料④ 児童生徒の自殺予防に関する調査研究のための実態把握調査結果集計

添付資料⑤ 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き

添付資料⑥ 児童生徒の自殺の背景調査に関する検討状況について

1. これまでの経緯

文部科学省においては、平成18年6月の自殺対策基本法の成立を受け、同年8月から「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」を設置し、児童生徒の自殺の特徴や傾向などを分析して、学校現場に資する自殺予防の対応方策について検討を進めてきた。同検討会においては、翌年3月に、自殺予防の基本的な考え方及び自殺予防対策を提言した「子どもの自殺予防のための取組に向けて」（第1次報告）を取りまとめた。

第1次報告を踏まえ、平成21年3月には「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」（以下、「協力者会議」という。）において、教師を対象にした児童生徒の自殺予防のためのマニュアルである「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を取りまとめ、リーフレットとともに全国の学校、教育委員会に配布した。

平成21年度は、第1次報告において直ちに実施すべき対策として指摘されている、自殺が起きてしまった後の遺された他の子どもたちや家族に対する心のケアや子どもの自殺に関する実態把握のための体制の整備を進めるため、遺された人に対する心のケアや学校としての危機管理、背景調査のあり方について調査研究を行うこととした。協力者会議の要綱及び委員は添付資料①、②に掲載した。

2. 審議経過

平成21年度の協力者会議は、児童生徒の自殺が起きた際の危機対応（事後対応）及び背景調査を主な検討事項として、平成21年7月から翌年3月までの8か月間に5回の審議を行った。

協力者会議では、危機対応研究グループ及び背景調査研究グループと称するワーキング・グループを設置して、平成21年10月から翌年3月までそれぞれ4回ずつ開催して検討を行い、これらワーキング・グループにおける検討結果の素案について協力者会議において審議し、平成22年3月に、児童生徒の自殺が発生した際の事後対応及び背景調査を主な内容とした、「平成21年度の審議のまとめ」を取りまとめたところである。

第1回 平成21年7月30日（木）

- 児童生徒の自殺が起こった際の事後対応に当たっての留意点について
- 自由討議

第2回 平成21年9月15日（火）

- 児童生徒の自殺の背景調査についてヒアリング
NPO法人ジェントルハートプロジェクト
- 児童生徒の自殺の際の危機対応及び体制整備についてヒアリング
九州産業大学教授 窪田由紀

○今後の会議の進め方について

(平成21年10月14日(水) 背景調査研究グループによる検討①)

(平成21年10月26日(月) 危機対応研究グループによる検討①)

第3回 平成21年10月30日(金)

○児童生徒の自殺の背景調査についてヒアリング

全国学校事故・事件を語る会

○いじめ・自殺等の対応事例についてヒアリング

弁護士 坪井節子

○各ワーキング・グループの検討状況について

(平成21年11月27日(金) 危機対応研究グループによる検討②)

(平成21年12月11日(金) 背景調査研究グループによる検討②)

第4回 平成21年12月22日(火)

○各ワーキング・グループの検討状況について(中間報告)

○今後の検討の方向性について

(平成22年1月25日(月) 背景調査研究グループによる検討③)

(平成22年2月3日(水) 危機対応研究グループによる検討③)

(平成22年3月1日(月) 危機対応研究グループによる検討④)

(平成22年3月3日(水) 背景調査研究グループによる検討④)

第5回 平成22年3月26日(金)

○審議のまとめ(案)について

3. 審議内容

(1) 平成21年度調査研究のテーマ

平成21年度の調査研究は、不幸にして子どもの自殺が起こった場合の、学校における事後対応に関連した事項を主要な内容とした。

具体的な調査研究のテーマは、

①遺された人に対する心のケアや学校としての危機管理

②背景調査の在り方

の2つとした。

①については、遺族へのかかわり、他の子どもたち、教職員に対する心のケア、学校活動の再開、保護者対応、報道関係者への対応などの課題がある。

また、一連の対応を行う場合の、校長を中心とした管理職や学級担任、養護教諭などそれぞれの役割、スクールカウンセラーやクライシス・レスポンス・チーム（危機対応チーム、以下、“CRT”と略す。）が派遣される場合の連携・協働のあり方などについて検討することとした。

②については、背景調査の考え方や進め方について検討した上で、学校による調査に加え、学校だけでは困難な自殺の背景調査を支援し、調査の客観性を確保するために、医師や弁護士といった外部の専門家が参加する調査などについて検討することとした。

（２）検討の方向性

協力者会議における検討の進め方として、平成21年度は基本的な事後対応の考え方など、調査研究の目標を達成する上で必要なものを絞って検討していくこととした。

遺された人に対する心のケアや学校としての危機管理については、第1次報告を踏まえて作成された児童生徒の自殺予防のためのマニュアル「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」の第5章「不幸にして自殺が起きてしまったときの対応」の内容を基本として検討を進めることとした。

また、専門家が参加する調査も視野に入れた背景調査のあり方については、背景調査に関する議論を進めるうえで、これに対する遺族団体等としての要望を認識するため、背景調査を積極的に行うことを主張している遺族団体等からのヒアリングを行うこととした。また、今までどのぐらい背景調査の事例があるのか、どのような報告がされているのかということ把握する必要があることから、自治体における背景調査についてアンケート調査し、その事例を挙げて調査内容の検討を行うこととした。

（３）遺族団体等からのヒアリング

①NPO法人ジェントルハートプロジェクト

第2回協力者会議にて、同法人からヒアリングを行った。協力者会議は要旨を以下のよう

- いじめはいじめられている子どもだけの問題ではない。いじめている子どもが自分の抱えている痛みとしっかり向き合えるように、大人は指導ではなく寄りそいが大切である。
- 自殺が起きて3日以内に、子どもたちに反省の気持ちがあるうちに、遺族と結果の共有を前提としたアンケート調査を実施すべきである。何があったのかを知ることが遺族のケアの第一歩である。
- 背景調査のための第三者委員会が、かえって親の知る権利を侵害しているのではないかと感じられる事例がある。報告書には、遺族が持っている情報を直接書き込めるようにしなければならない。

協力者会議では、たしかにいじめが深く関与する深刻な自殺が存在することは否定できないが、多くの場合、自殺は複数の要因から生じる複雑な現象である点についても注意を喚起すべきであるとの指摘があった。また、アンケートについては具体的なシミュレーションが必要との指摘があった。

②全国学校事故・事件を語る会

第3回協力者会議にて、同会からヒアリングを行った。協力者会議は要旨を以下のように受けとめた。発言概要は添付資料③に掲載した。

- 学校や教育委員会は事実を明らかにしないことで遺族を苦しめてきた。
- 遺族は何があったのか事実を知りたいことを望んでいる。それが原因かどうかは別の問題である。専門家が遺族とともに事実を明らかにしていくプロセスが、遺族の回復につながる。
- 可能な限りすべての事案に対して調査権限を持った第三者調査を行うべきである。
- 調査を行うにあたり、心のケアも必要である。
- 事実の公表が必要である。公表の範囲は事案によって決まってくる。

協力者会議では、第三者調査についてはこの種の調査を実施する能力を備えた人材確保の問題が指摘された。また、学校も何が起きていたのかを把握する必要があることなどが指摘された。

(4) 委員からのヒアリングとその後の方向性

①児童生徒の自殺の際の危機対応及び態勢整備についてヒアリング

平成21年9月15日(火)の第2回協力者会議で、窪田委員からヒアリングを行った。

- スクールカウンセラーによる緊急支援とは、学校が突発的で衝撃的な出来事に遭遇して機能不全に陥った場合に、学校、教育委員会から要請を受けた臨床心理士がチームで学校に入り、学校がコミュニティーとしてきちんと対応できるように支援するという活動であり、事件・事故発生/発覚直後の数日間に実施する。
- プログラムのねらいの第一は、突発的で衝撃的な出来事に遭遇することで生じたこころの傷の応急処置として苦痛を和らげ、回復を促進することである。また、第二に衝撃的な事態に対しての反応が長期化・重篤化する可能性の高い構成員を継続的ケアにつなげること、第三に正確な事実の共有により二次被害を予防したりすることを目的としている。

注) 緊急支援は自殺に限らず、学校コミュニティーにおける様々な心の健康危機を対象としている。

②いじめ・自殺等の対応事例についてヒアリング

平成21年10月30日（金）の第3回協力者会議で、坪井委員からヒアリングを行った。

○いじめによる自殺と訴えられた事案の判例

これには、いじめと自殺の両方の責任が問われた例、いじめの責任のみが問われた例、いずれの責任も問われなかった例 がある。

○教師の指導、叱責が関係したと訴えられた事案の判例

因果関係は認めたが相当因果関係を認めなかった例がある。

○調査報告義務違反に関する判例

調査義務違反を認めた例と認めなかった例がある。

○判例の動向から検討されるべきいくつかの課題

- ・ 調査報告義務
- ・ 子どもへの事情聴取の方法
- ・ 家庭内の要因
- ・ 補償給付 等

③その後の検討の方向性

その後の協力者会議の方向性について検討した結果、子どもの自殺が発生した場合の事後対応と背景調査の2つのテーマを中心に絞って検討していくため、①危機対応研究グループと②背景調査研究グループの2つのワーキング・グループを設置して協力者会議と並行して開催し、事後対応と背景調査の指針の素案を作成することとした。

そして、協力者会議において出てきた重要な視点についてはその都度ワーキング・グループで作成する素案に盛り込み、素案ができた段階でこれを協力者会議に出して検討することとした。

(5) ワーキング・グループの検討

①危機対応研究グループにおける検討の概要

自殺の事後対応について、自殺全般の事後対応、児童生徒の自殺のこれまでの調査研究の内容や対応の現状、学校危機管理～学校安全の観点から突発事態の事後対応、重大事件発生時の解決のイメージ等についてレビューを行った。

(マニュアルの必要性)

学校において事故・事件が起こった際の問題点と対応方法について意見交換を行ったが、その結果、同様の事例であっても、状況の細かい違いにより、採るべき方法が全く異なるということから、「なぜそうするか」を理解することなく画一的な対応を行うことは適切ではないが、学校危機への対応システムが十分整備されていない地域にとっては、事後対応のためのマニュアルが必要である点で、意見の一致を見た。

平成21年度の調査研究を実施するために実施した実態把握調査（添付資料④参照）の結果によると、現時点で「危機管理マニュアル」を作成し、学校に周知している都道府県・指定都市教育委員会は約7割あったのに対し、市区町村教育委員会では約3割である。さらにそれらの中で自殺の内容が含まれているマニュアルは都道府県・指定都市教育委員会は約2割、市区町村教育委員会では約1割であり、自治体においてはこうしたマニュアルに対する一定のニーズが想定された。

（マニュアルの位置付け）

協力者会議において検討するマニュアルの位置付けとして、地域により対応システムは異なることから、学校危機に対する組織が整備されているような自治体において既に作成しているマニュアルを全国統一の方法論として標準化しようというのではなく、こうしたマニュアルや体制が整っていない自治体が参考にして使用できるように作成することとした。

（マニュアルの内容）

マニュアルの内容としては、学校現場では、児童生徒の自殺については様々な危機対応の一つと位置付けて学校危機対応システムを整備するのが一般的であるため、危機対応一般に役に立つような内容に自殺の特殊性が加わるような形のマニュアルが学校現場にとって望ましいとの認識で一致した。

（マニュアル案の作成）

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」の第5章「不幸にして自殺が起きてしまったときの対応」の内容を土台として、「危機対応の態勢」「遺族へのかかわり」「情報収集・発信」「保護者への説明」「心のケア」「学校活動」といった具体的な各論の問題について、それぞれの方向性として以下のような結論を得ながら個別の記述内容の検討を行い、事後対応の指針案として「児童生徒の自殺事後対応の手引き案」を取りまとめた。

・遺族への誠実な対応

遺族には頻繁に接触し、丁寧な対応が求められる。兄弟姉妹へのサポートも考える必要がある。

・その他の遺された人のケアについて

児童生徒（と保護者）、教員双方へのケアが必要である。この際、自殺の連鎖（後追い）の防止にも留意すべきである。

・事後対応の態勢について

校長の陣頭指揮のもと、校内の教員等の役割分担を決め、教育委員会職員や専門家も加わって対応チームを構成する必要がある。

危機発生時には、都道府県や政令市の現場経験のある職員が現地の学校でサポート

する必要がある。

また、早い段階で専門家が現地でサポートできる仕組みが必要である。影響を受ける可能性のある児童生徒に対してスクールカウンセラーなどによるケア態勢を整備しておくことが必要である。

・情報収集・発信について

自殺の発生直後から情報収集を開始し、事実関係を時系列的に整理し、可能な限り詳細に記録しておく必要がある。

報道対応については窓口を一本化すべきであり、記者会見を実施する際は教育委員会が一緒に対応すべきである。

②背景調査研究グループにおける検討の概要

自殺の背景調査について、都道府県、指定都市、市区町村教育委員会に対してアンケート調査を行うとともに、背景調査を実施した自治体関係者からのヒアリングを実施した。背景調査の現状を見ながら、児童生徒の自殺の実態把握の必要性や背景調査の意義などについての基本的な認識について検討を加えた。

後ほど述べる県立高校での自殺のように、現時点においても、十分に客観的で価値ある背景調査が実施され、報告書が公表されている例がある点についても指摘しておきたい。

そのうえで、背景調査の指針を作成していくに当たっての今後の検討課題として、背景調査の主体、調査委員会の構成、調査の目標、調査の方法、報告書の作成及び公表といった個別の論点整理を行った。

(背景調査の現状のアンケート)

平成21年度の調査研究を実施するために実施した実態把握調査（添付資料④参照）の結果によると、児童生徒の自殺の背景調査の主体については、都道府県・指定都市においても市区町村においても学校が主体となって教育委員会が指導助言するケースが最も多く、教育委員会が主体となり、学校と協力して実施するケースがこれに続いていた。また、報告書を作成し、公表している自治体は、都道府県・指定都市においても市区町村においてもごく少数であった。

(背景調査を実施した自治体からのヒアリング)

背景調査についての検討を進めていくに当たっては、教育委員会、学校、外部の専門家が協力して背景調査を実施した実例を挙げて、どのような報告がされているかを把握する必要があるとの意見があり、実際に生徒の自殺について背景調査を行った自治体関係者からのヒアリングを実施した。その結果、多くのヒントを得ることができた。

・学校が設置した調査委員会ではあるが、外部の専門家が主導権を持った。

- ・教育委員会が加わり、学校は調査に全面的に協力した。
- ・外部の委員だけによる調査が現実的に困難であり、学校の協力も調査には不可欠であることが理解できた。
- ・その県では、以前に発生した事件で調査を行った経験があり、学校にとって不利な事実であってもそれに向き合おうという意識改革が既にできていた。
- ・意欲があり、経験を積んだ外部の人材が育っていた。
- ・キーになる職員が存在した。
- ・これらにより遺族との協力関係が次第に構築できたと考えられた。

以上の調査結果及び自治体関係者からのヒアリング結果と併せて協力者会議で実施した遺族団体等からのヒアリング結果を踏まえ、ワーキング・グループでの議論が行われた。

（児童生徒の自殺の実態把握について）

児童生徒の自殺予防対策を立てるためには、実態に関するデータを把握することが重要である。個人情報に配慮したうえで、自治体に対して情報提供の協力を求める必要があり、今後そのための統一フォーマットを検討すべきとのことで意見の一致を見た。

（背景調査の基本的な考え方）

背景調査を行う際の基本的な考え方として、遺族は事実を明らかにすること、（明らかな過失があればそれに対する）謝罪、そして再発防止を望んでおり、たとえ学校にとって不都合な事実があったとしても事実を明らかにしていこうとする姿勢が重要であるということで意見の一致を見た。

また、背景調査の意義について意見交換を行ったところ、調査委員会の設置の意義として最も重要なのは、「事実を知りたい」という遺族の希望に応えることと学校としての再発防止にあるということとした。

なお、いじめが深く関与する深刻な自殺が存在することは否定できないが、多くの場合、自殺は複数の原因から生じる複雑な現象である点について注意すべきであることを確認した。

（背景調査の報告書）

すでに公表されている優れた報告書は、中立的で様々な要因を分析して記述しており、こうした報告書は自殺の再発防止に役立つものとなるし、こうした報告が行われることは遺族の要望とも合致するものであるということで意見の一致を見た。ただし、要因の分析まで可能かどうかについては今後の検討課題となった。

（背景調査の指針作成のための論点整理）

上記のような背景調査に関する基本的な認識のもとに、平成21年度は背景調査についての以下のようなテーマについての議論を行い、大卒の論点整理からなる「児童生徒

の自殺の背景調査に関する検討状況について」(添付資料⑥)を取りまとめ、背景調査の指針については、次年度以降に継続して検討していくこととなった。

- ・背景調査の主体と調査委員会の構成

調査委員会の設置の主体は教育委員会か学校か、あるいはそれ以外の場合もあり得るか検討が必要である。また、学校の内部について把握していない完全に第三者のみから構成される調査委員会の設置については現実的ではないとの意見が多かったことから、その構成については今後さらに検討すべきである。

医師や弁護士といった外部の専門家を委員構成に入れて調査を行うような、専門的な知識が必要な事案はどのようなケースか検討が必要である。

- ・調査の限界

事実に関してはどれほど努力しても分からないことがあり得ることも認識したうえで、どこまで詳細に背景事実を調べることを目標とするか検討する必要がある。

背景調査の家庭に関する部分の取扱いについて配慮すべき点について検討する必要がある。

警察の捜査との関係で、自殺の背景に暴行や恐喝など事件性がある可能性が高く、捜査が進行中の場合に、どのように対応するか検討する必要がある。

学校の対応能力の面から、人材面や調査期間について制約があることを考慮に入れる必要がある。

- ・報告書の作成及び公表

調査結果を公表するときには、遺族の心情に配慮し、遺族との関係について整理が必要であることに留意する必要がある。その他、公表による影響について配慮が必要である。

(6) 協力者会議における審議

協力者会議においては、各ワーキング・グループでの検討状況の報告を受けながら、事後対応全般について検討を行い、重要な論点についてはワーキング・グループの議論に反映された。

最終的に危機対応研究グループからは、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、背景調査研究グループからは、「児童生徒の自殺の背景調査に関する検討状況について」の素案が提出され、審議が行われた。

協力者会議における審議内容の概略は以下のとおりである。

(児童生徒の自殺の現状)

- 全自殺者の中に占める未成年者の割合は約2%だが、15～19才では死因の一位が不慮の事故、二位が自殺である。また、自殺率については上昇傾向にある。
- ワーキンググループの報告を受け、統一フォーマットによる文科省への報告について

も協議した。

(事後対応について)

- 中立的立場で事実を伝え、動揺している子どもがいれば、適切なケアを提供する。ハイリスクの子どもが動揺しそうなら、早期に見つけて、積極的にケアを提供する。
- 教職員や保護者に対して、心と体の反応やそれへの対応について専門家がレクチャーする心理教育が有効である。また、早い時期に教員が体験を共有できるような集団的アプローチも有効である。
- 一番守られなければならないのは亡くなった子どもとその遺族である。命を絶ったことだけが問題であったという議論にはならないようにする必要がある。
- 亡くなった子どもを非難してはいけないが、逆に、こんな状況だったら自殺しても仕方ないという言い方もしない。

(事後対応の現状)

- 児童生徒の自殺が発生した場合、教育委員会職員派遣とスクールカウンセラー派遣が一般的だが、対応システムが整っており実態もそうである地域と、対応システムがそれほどには整っていない地域がある。
- 臨床心理士会の調査では、7割強の都道府県で何らかの組織的な対応がされている。
- CRTは6県に存在するが、CRTは自宅での自殺には派遣されないことがある。
- 非常に揺れている心のケアの部分だけがある程度時間が経ってからスクールカウンセラーに渡すのは不適切で、心のケアは早期から組織的に実施する必要がある。
- 生徒の自殺は、教師生涯で一度も遭遇しない教師のほうが多いという現実の中、あらかじめこれに備えることは難しいが、備えがないと実際に起こった時には右往左往してしまう。教師のメンタルヘルスにも大きな影響を及ぼす。

(事後対応の態勢)

- 事後対応は学校だけでは困難で、教育委員会やスクールカウンセラーによる支援が不可欠である。
- 教育委員会が経験のある職員を保持し、自殺が起きた際には現場に派遣するシステムや、専門家が初期に協力する体制を構築することが必要である。教育委員会職員は3年程度で異動するため、ある程度の人口規模の教育委員会（都道府県や政令市など）が、こういった実務経験者を複数保持する必要性が指摘された。
- 同時に、学校関係者自身の適切な対応や組織的な態勢の必要性について指摘があった。特に初動の何時間かは学校（と教育委員会）だけで対応しなければならない。事後対応に備えるための研修が必要である。
- すでに「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」がまとめられて、教育委員会や学校に配布されている。しかし、この種の冊子を配布しただけでは十分ではなく、冊子の内容を解説するといった研修会を各地で開催することを望む意見がしばしばあった。
- 本年度は自殺が発生してからのことを扱うが、やはり生徒を直接対象とした自殺予防教育についての要望が複数の委員から出された。

- また、リスクをもった子どもの自殺防止のため、家庭と学校と医療機関との連携についても議論した。

(事後対応のマニュアルについて)

- 事後対応についてはワーキンググループで検討され、成果物にまとめられた。その際、以下の枠組みを確認した。
- 「なぜそうするのか」の理解なしに、画一的な対応をとるのではなく、臨機応変な対応が求められる。
- 地域により対応システムが異なることから、全国統一の方法論を決めることは適切ではないが、そうしたシステムが十分整備されていない地域に対しては、マニュアルのようなものが必要である。
- 自殺への対応は危機対応の一つであり、その上に自殺の特殊性が加わる。様々な危機対応の一つとして自殺を位置付けて学校危機対応システムを整備し、自殺の事後対応に習熟すれば、他の危機対応にも十分役立つような内容のマニュアルが望ましい。
- マニュアルには、管理職の心得、事後対応の目標などを内容に入れておく。

(事後対応と背景調査)

- 事後対応において情報の収集は重要である。現実には何が起きたのか早期の段階で時系列的に詳細に記録しておくことは最低限実施すべきことであり、これは後の背景調査にとっても有用な資料となる。
- 現場は、学校内外で自殺が起きて、遺族や生徒、教員にどう関わっていくかというところで精一杯になる。背景調査まで手が回らないことがあるが、事後対応の一部として意味があるということを確認していかなければならない。
- 調査に当たる人間と、心のケアに当たる人間とは一応区別しておく必要があることが確認された。しかし、両者の機能は深く関連しており、どのように役割分担していくかが課題である。

(背景調査の現状)

- 実際に背景調査に携わった関係者からヒアリングをワーキンググループで行うことになった。
- 様々な判例について委員からヒアリングを行った。「因果関係」という言葉が一般と司法ではその意味するところに差があることなどが明らかにされた。調査は慎重であるべきだが、一切調査をしないというのは正当化できず、様々な制約の中で出来る限りのことを行うべきであるというのが判例の傾向と考えられた。生の詳細な資料そのものの開示については開示義務無しとされた判例がある。
- 医療事故や航空機・鉄道事故の調査との類似点や相違点なども議論された。

(背景調査の目的や意義)

- 「何のために」事実を明らかにするのかという「目的」が重要である。それによって、調査態勢、方法、対象、内容、報告の仕方も異なってくる。ただし、目的を一言で表すには至っておらず、今後も検討が必要である。

- 調査の目的や意義としては以下が考えられる。
 - ・遺族の「知りたい」との希望に応えるため
 - ・今後二度とこのようなことを起こさないため
 - ・子どもや保護者に説明するため など
- 調査委員会の設置の意義は、「事実を知りたい」という遺族の希望に応えることと学校としての再発防止にあると言えよう。
 - ・命が失われた悼み、遺族の想いや要望に十分に耳を傾けることが重要である。
 - ・事実を隠さないで、過ちがあれば、学校側も率直に認める。そしてそれを今後の予防につなげることが重要である。
 - ・最終的には報告書をまとめるなど、中立的な立場でもう一度光を当て直すことに背景調査の意味がある。
- どこまで詳細に事実関係を調査するのか。また、背景事実の調査までが目標なのか、さらには動機・因果関係の分析までが目標なのか検討が必要である。

(背景調査と遺族の関係)

- 背景調査においては誠意をもって遺族との信頼関係を構築していくことが重要であり、事実を明らかにしていきながら、その都度遺族に丁寧に説明し、信頼関係を構築していくプロセスが遺族のケアにもつながっていくと考えられた。
- 学校や教育委員会も場合によると膿を出すという覚悟が必要になってくるが、そういう姿勢で臨むことが結果的には遺族へのケアにつながるのではないか。
- 亡くなった子どもの家庭に関連する部分の調査において配慮すべき点は何か、また、家庭内の要因が浮かび上がったときにどう扱うのかという課題がある。

(調査の計画と限界)

- 調査を計画するにあたり、遺族をはじめどこまでのコンセンサスが必要なのか。
- 警察の捜査の進展状況と背景調査の開始の関係をどう考えるか。
- 背景事実の調査を行い、これを分析していくためにはどの程度の時間をかけるべきか、あるいは、かけられるのか。
- 背景調査における「事実」とは何なのか。弁護士が裁判のために使う事実と、医師が治療するための事実、教師が教育のために用いる事実など、事実の概念が異なるため、多面的な視点が必要であることが指摘された。
- 調査してもわからない場合があることも指摘された。そのような前提で調べる努力をすることが重要である。
- 自殺の原因は1つではなく、複雑な要因によることへの理解が重要であることが改めて確認された。

(報告や公表のあり方)

- すでに公表されている優れた報告書の特徴として中立的で様々な要因を分析している点などが挙げられた。
- 一方で、背景となった事実を調べることができても、それが自殺にどう影響したかの

分析までは難しい場合があることもあるとの指摘があった。

- いじめが深く関与する深刻な自殺が存在することは否定できないが、多くの場合、自殺は複数の原因からなる複雑な現象である点について注意すべきである。
- 分からないことがあるという大前提の中で分かる努力をするということが自殺予防にもつながり、遺族のケアにもなるのではないか。分からないながらも誠実に記録に書いたり説明することが大切ではないか。
- できる限り、背景に何があったのか事実を調べていくことが基本であり、背景事実と自殺との関連について分析する場合には、報告書は自殺に至った様々な要因を中立的に分析してこれを指摘し、再発防止に資するものとすべきである。
- 遺族には必要に応じて別に説明が必要になる。
- 適切な報告が行われることは、遺族のケアにもつながる可能性がある。
- 報告書について家庭内に関する記述の掲載には配慮が必要である。
- 調査結果を分析し、報告書にはどのような要素を盛り込むべきか、検討が必要である。
- 報告書の公表の際にどこまでの了解が必要か、どのような点に配慮すべきか、検討が必要である。
- 因果関係、原因、動機、要因、背景などの用語について定義をしないと、混乱を生ずるとの指摘があった。

(背景調査の技術)

- 子どもからの事情聴取が判例では重要視される一方、子どもから聴き取るにも専門性が必要になる。「司法面接」という技法について紹介があった。
- 学校の教員は調査の専門家ではないので、外部の専門家の助けが必要となる。

(調査委員会について)

- まず、調査委員会の設置・運営の主体として、学校か、教育委員会か、あるいはそれ以外の場合もあり得るか、検討が必要である。
- 次に、委員の構成であるが、学校だけでは調べきれないものがある場合に、中立的な立場の専門家が入って検討するような場があってもいい。
- 学校は当事者であり、自分たちが要因になっているかもしれないという状況で調査するのは難しい面がある。
- そもそも学校や教育委員会が調べたのでは遺族の納得が得られないような場合には、内部調査には限界がある。
- 一方で、いつも外部の専門家が加わる必要があるということではなく、学校の中で事実関係が整理できることも少なくない。

(学校・教育委員会の取組)

- 早期の段階で、現実に何が起きたのか時系列的に詳細に記録しておかなければならない。
- 全教師からの聞き取り、一部の子どもからの聞き取りなどできることはあるので、背景問題があるかもしれないという前提で、できることは始めるべきである。

- たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていく姿勢が重要である。学校と教育委員会が真剣に取り組めば解決にいたる事案もある。

(外部委員の加わった調査)

- 外部委員による調査には、それなりの技術と十分な時間が必要になるが、人材の確保と養成は相当の困難が伴うと考えられる。児童生徒の自殺のすべてのケースに外部委員の入った本格的な調査を行うのは難しいのではないか。
- 外部の専門家を加えた調査は、技術と時間、人材の確保の困難性をどうクリアすべきかが課題である。
- 外部の人間がいきなり子どもに聴取するのは難しい。
- 教員は分かっている事実を躊躇せずに調査委員会に出すということを徹底することが大事である。外部の委員だけによる調査委員会では、学校の協力を得にくく、調査は困難であると考えられる。
- 形式上第三者委員会を作っても、実が伴わなければ、むしろ問題ではないかとの指摘があった。
- 学校や教育委員会に加え、調査委員会に医師や弁護士のような外部の専門家を加えて、調査結果の分析のための専門的知識を担保する必要があるのはどのような場合か、検討が必要である。

4. 審議結果の取りまとめ

平成21年度、協力者会議では、児童生徒の自殺が発生した場合の事後対応と背景調査について、上記のような内容の検討を行い、

①事後対応については、危機対応の態勢等の6つのテーマから構成され、学校現場や教育委員会が使用できるマニュアルとして、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(添付資料⑤)を、

②背景調査については、児童生徒の自殺の実態把握や背景調査について、確認された方向性と今後の検討課題をまとめた「児童生徒の自殺の背景調査に関する検討状況について」(添付資料⑥)を取りまとめた。

5. 今後の取組について

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」及び「児童生徒の自殺の背景調査に関する検討状況について」の取りまとめを踏まえ、今後は以下のような取組を行っていくことが肝要である。

(「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」について)

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」については、全国の学校、教育委

員会に配布し、特に今までこの種のマニュアルが整備されていない自治体の教育委員会や学校現場の使用に供することとする。

また、学校危機に対する先進的な対応システムや組織が整備され、既に自治体等でマニュアルを作成している場合においても、実際に事故・事件が起こった際の事後対応の方向性を検討したり、各自治体等においてマニュアルの見直しを行う際の一つの参考として使用することも考えられ、様々な形での活用が考えられることを、機会を捉えて周知していくことが重要である。

すでに「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」がまとめられて、教育委員会や学校に配布されているが、配布しただけでは十分ではなく、冊子を用いた研修会を開催するなど、自殺予防につながる活動を積極的に文部科学省に要望する意見が再三あった。この場合においても地方の主体性を尊重して欲しいとの意見があった。

今後、生徒を対象とした自殺予防教育の必要性についての発言が委員からあった。

(「児童生徒の自殺の背景調査に関する検討状況について」)

児童生徒の自殺予防施策の充実を図るためには、児童生徒に係る自殺事案の実態把握が必要であるが、現状では不十分と言わざるを得ない。当委員会としては、児童の自殺の背景に何があったのか複数の要因が拾い上げられるような統一フォーマットによる調査を文部科学省が自治体の協力を得て行うことを望みたい。

また、背景調査については、検討が必要な事項について大枠の論点整理を行ったことを受け、次年度は背景調査の主体や委員構成などの個々の課題について検討を継続して行っていくこととした。最終的には背景調査についての指針を取りまとめる予定である。

平成21年度の検討により、たとえ学校に不利と思われることであっても、事実を明らかにしようとする姿勢を持つことが最も重要であることなどにおいては委員の意見の一致を見ており、このことは、全国の教育委員会や学校現場に周知していくことが必要である。

添付資料①

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議について

平成21年7月17日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

文部科学省においては、これまで自殺対策基本法等の趣旨を踏まえ、児童生徒の自殺予防のための施策を進めており、平成18年8月から開催した「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」において、翌年3月に「子どもの自殺予防のための取組に向けて」（第1次報告）を取りまとめた。

同報告において直ちに実施すべき対策として指摘されている、自殺が起きてしまった後の遺された他の子どもたちや家族に対するケアや子どもの自殺に関する実態把握のための体制の整備を進めるため、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者調査も視野に入れた背景調査といった事後対応の在り方について調査研究を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 児童生徒の自殺が起こった際の事後対応に当たっての留意点について
- (2) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 実施期間

平成21年7月17日から平成22年3月31日までとする。

5 その他

この検討会に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

添付資料②

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者

(50音順)

- 副主査 新井 肇 兵庫教育大学教授
- 市川 宏伸 東京都立梅ヶ丘病院長
- 川井 猛 (社) 共同通信社放送報道局放送編集部次長職
- 河野 通英 山口県精神保健福祉センター所長
- 菊地 まり 東京都教育相談センター学校心理士
- 窪田 由紀 九州産業大学大学院教授
- 阪中 順子 奈良県大和高田市立磐園小学校教諭
- 主査 高橋 祥友 防衛医科大学校防衛医学研究センター教授
- 中馬 好行 山口県教育委員会義務教育課長
- 坪井 節子 弁護士

添付資料③ 遺族団体等からのヒアリング

①NPO法人ジェントルハートプロジェクト

同法人からは、特にいじめ再発防止の観点から、自殺が発生した直後の調査や、遺族との結果の共有が重要との認識が示された。

委員からは、自殺は複数の原因から生じる複雑な現象であることが一般的であるので、いじめのほかにも、背景にあるいろいろな要因を見ていくべきとの意見があった。

ヒアリングにおける団体からの発言概要は以下のとおり。

- いじめの問題は、いじめられている子どもの安全を確保しながら、いじめている子どもへの心にどう寄り添うかが重要である。
- いじめている子どもが自分の抱えている痛みと向き合う環境をつくり、いじめを止められるような大人のサポートが必要である。
- いじめられている子どもへの対応については、保健室登校、または不登校になることで安全の確保につながることもあり、現場の先生方が正しい対応を身につけることが重要である。
- いじめの未然防止策という観点からは、正しい情報が欠かせない。文科省の調査の数値と、報道されているいじめ自殺の数字、警察庁によって挙げられている数字がそれぞれ異なる。教師の叱責後の自殺についても、文科省の数字では1996年からずっとゼロになっている。指導後の自殺があるということを、教育現場に普及してほしい。
- 事件直後の調査とその情報の共有は、いじめ再発防止の観点から重要である。事件から3日以内の調査と、遺族との調査結果の共有を前提としたアンケート調査を提案したい。事故報告書には遺族の認識を反映できる仕組みを望む。
- 事実調査をするための第三者機関については、かえって親の知る権利を侵害しているのではないかと感じられる事例がある。
- いじめ調査の際に、加害者の自殺のリスクということがよく言われるが、最初にきちんと大人たちが寄り添って、自分たちの何が悪かったのか、子どもだけでなく大人も一緒になって考えていくことが、立ち直りをサポートしていくためにも必要である。

②全国学校事故・事件を語る会

同会からは、児童生徒の自殺が発生した際に学校がその事実を隠さず、事実を丹念に検証して再発防止を図ることが必要で、事実の解明が遺族のケアになるという見解も示された。

委員からは、調査委員会の設置についてはマンパワーの問題を考慮する必要があ

るが、現実には起きていることが何かということを経験・事故が起きた直後に捉えておく必要があるとの意見があった。

ヒアリングにおける団体からの発言概要は以下のとおり。

- 学校や教育委員会は事実を明らかにしないことで遺族を苦しめてきた。
- 今までの自殺防止の取り組みは、あくまで心理面が主体であり、子どもが置かれている環境の問題にまで触れることはできていなかった。ある日突然、普通の子が死んでしまうことがあり、心理面や子どもの動向から自殺を予見しようとしても限界がある。子ども個人の状態だけではなく、今そこで起こっている危険な環境が放置されているということに目を向けていかないと、自殺予防にはつながらない。
- これまでの自殺の事後対応は、事実を明らかにしない対応であった。学校の責任を回避し鎮静化させることを主眼に置いていた。再発防止のためには、事件を丹念に検証し、それぞれの立場からどう向き合うのかを明確化していくことが必要である。
- 調査機関の設置については三点ポイントがある。①何のために事実を解明するのかという明確な目的意識を調査機関が持つ必要がある。鎮静化のための調査機関では意味がない。遺族は何があったか事実を知りたいことを望んでいる。それが原因かどうかはまた別の問題である。②調査機関は調査権限を持つ必要がある。調査権限がなければ、学校は調査に協力しない。また、調査を行うにあたり、心理面等でケアが入るなど、支援する体制を整備しなければならない。③事実の公表ができる必要がある。公表の範囲は事案によって決まってくる。
- 問題が発生したときに、大きな社会問題にならずに過ごせた事が優秀な行政マンとみなされる体質がある。事故が起きたときに、表に出して、きちんと対応することが立派な仕事として評価されるようにしてほしい。
- 被害者の遺族は、事件の直後は、自分の思いを第三者に伝えられない状態にある。専門家が被害者とともに事実を明らかにしていくという過程が、被害者の回復にも、学校のよりよい改善にもつながる。
- 調査に関わる人、被害者に事実を提供して、子どもの死を受け入れさせていくという作業をする人といった役割分担ができるようなシステムが欲しい。
- 第三者調査の在り方については、一つ一つの事件で失われた命の重みを考えると、抽出調査ではなく、可能な限りすべての事案について検証していくという方向性であるべきだ。
- ケアと客観的な第三者による調査とは別物ではなく、事実の解明が何よりもケアになるという視点が大切である。

添付資料④

児童生徒の自殺予防に関する調査研究のための実態把握調査結果集計

<調査先>

都道府県教育委員会・市町村教育委員会 ※ 悉皆調査

<調査内容と結果>

[調査1]

- 1 現時点において、教育委員会として、学校の「危機管理マニュアル」を作成し、学校に周知していますか。

都道府県・指定都市教育委員会	はい	46
	いいえ	19
市区町村教育委員会	はい	596
	いいえ	1,185

(はいと答えた場合)

- 2 当該「危機管理マニュアル」には、児童生徒の自殺が起こってしまった場合の学校の対応についての内容が含まれていますか。

都道府県・指定都市教育委員会	はい	10
	いいえ	36
市区町村教育委員会	はい	66
	いいえ	530

[調査2]

当該教育委員会の管理下の学校において、不幸にして児童生徒の自殺が起こってしまった場合、自殺の背景の調査の実施は、原則として、どこが主体となって行うことを考えていますか。該当するものを一つ選んでください。

都道府県・指定都市教育委員会		
(ア) 教育委員会が主体となり、学校と協力して実施する。		12
(イ) 学校が主体となり、教育委員会が指導・助言して実施する。		52
(ウ) 学校が主体となり、教育委員会には報告のみとする。		0
(エ) 第三者からなる機関・チームに調査を依頼し、実施する。		1
市区町村教育委員会		
(ア) 教育委員会が主体となり、学校と協力して実施する。		711

(イ) 学校が主体となり、教育委員会が指導・助言して実施する。	1,045
(ウ) 学校が主体となり、教育委員会には報告のみとする。	7
(エ) 第三者からなる機関・チームに調査を依頼し、実施する。	18

[調査3]

- 1 当該教育委員会の管理下の学校に在籍する児童生徒が自殺した事案について、平成18年4月1日以降に、「自殺の背景に関する調査」の報告書を作成し、公表している事案がありますか。

都道府県・指定都市教育委員会	はい	6
	いいえ	59
市区町村教育委員会	はい	7
	いいえ	1,774

(はいと答えた場合)

- 2 該当する事案は何件ありますか。

都道府県・指定都市教育委員会	6
市区町村教育委員会	8

[調査4]

- 1 平成11年4月1日以降、児童生徒の自殺に「教職員との関係での悩み（教師のしっ責）」が関係しているとして、当該教育委員会・所管の学校が提訴された事案がありますか（係争中の訴訟又は判決が確定した訴訟）。

都道府県・指定都市教育委員会	はい	2
	いいえ	63
市区町村教育委員会	はい	1
	いいえ	1,780

(はいと答えた場合)

- 2 該当する事案は、何件ありますか。

都道府県・指定都市教育委員会	3
市区町村教育委員会	1

<結果の概要>

調査1

都道府県・指定都市教育委員会分については、マニュアルを作成している自治体数が46で全体の71%であり、その中で自殺の内容が含まれているマニュアルは10で、マニュアルを作成している自治体のうちの22%である。

市区町村教育委員会分については、マニュアルを作成している自治体数が596で全体の33%であり、その中で自殺の内容が含まれているマニュアルは66で、マニュアルを作成している自治体のうちの11%である。

都道府県や政令市に比して、市町村ではマニュアルが作成されていないところが多い。

調査2、調査3

都道府県・指定都市分では、教育委員会が主体となるのが12で全体の18%、学校が主体となって教育委員会が指導・助言するのが52で全体の80%、学校が主体となって教育委員会には報告のみのものが0、第三者からなる機関・チームに調査を依頼するのが1となっている。

また、背景調査の報告書を作成、公表している自治体数は6である。

市区町村分では、教育委員会が主体となるのが711（40%）、学校が主体となって教育委員会が指導・助言するのが1,045（59%）、学校が主体となって教育委員会には報告のみのものが7、第三者からなる機関・チームに調査を依頼するのが18となっている。

また、背景調査の報告書を作成、公表している自治体数は7である。

都道府県・指定都市も市区町村も学校が主体となって教育委員会が指導助言するケースが最も多く、教育委員会が主体となり、学校と協力して実施するケースが続いているが、都道府県・指定都市の方が学校が主体となって教育委員会が指導助言するケースの割合が多い。

報告書を作成し、公表している自治体は特に市区町村においてはごく少数であった。

調査4

平成11年4月1日以降で児童生徒の自殺に「教職員との関係での悩み」が関係しているとして教育委員会・学校が提訴された事案があるとの回答は、都道府県・指定都市では2、市区町村では1である。

子どもの自殺が起きたときの 緊急対応の手引き

はじめに

子どもの自殺は、その家族はもとより多くの人々の心に深刻な影響を及ぼします。本書は子どもの自殺が起きたときの、主に数日以内の事後対応について解説したものです。

同じに見える事例であっても、対応方法が異なることがあります。書かれているとおりの型どおりの対応が、かえって遺族の心の傷を深めてしまうこともあります。「なぜそうするのか」を考え、臨機応変な対応をこころがけてください。

自殺の事後対応は学校だけでは限界があります。教育委員会の職員（複数）派遣やスクールカウンセラーなど（複数）による現地でのサポートが不可欠であり、本書はこれらを前提として解説しています。

自殺の事後対応は、学校危機への事後対応の一つであり、これに備えることは、自殺以外の学校危機への備えにつながるものです。もちろん、学校危機への対応システムには地域の実状を反映して様々な形態があり、必ずしも全国一律の方法論が有効とは限らないことは承知しております。先進的な取組をされている地域においては、本書の必要性は低いかもしれませんが、ご一読くださり、参考になる内容があれば、マニュアル改訂の際に反映してください。危機が起きてからいざ対応しようとしても、貴重な時間が瞬く間に過ぎていくのが現実です。マニュアルなどは日頃から目を通し、危機時にどう動くか前もって話し合ってください。

目 次

はじめに

1	危機対応の態勢	1
2	遺族へのかかわり	4
3	情報収集・発信	5
4	保護者への説明	7
5	心のケア	7
6	学校活動	10
6-1	学校再開の準備	10
6-2	クラスでの伝え方	11
6-3	クラスでの喪の過程	12
	簡易チェックリスト	13

おわりに

ご注意) たとえば、「ケア会議を1日1回以上開く」など、本文中に具体的な数字を示している箇所(※印)があります。これらは、過去に同様の危機に対応した経験から導き出した目安です。あくまでも参考として、現場の状況に応じて臨機応変に対応してください。

1

危機対応の態勢

素早く状況を把握しながら、目の前の当面の対応をしつつ、並行して対応態勢を整えてください。

状況の把握

○何が起こったのか、客観的で正確な事実を把握してください。また、学校や教育委員会の「対応経過」を時系列でメモしておいてください。なお、自殺かどうかは推測や報道内容で判断しないように注意してください。

当面の対応

○現実には、状況の把握が十分できないままでも当面の対応を始めることになります。当面の対応を以下にまとめてみました。

校内で起こった事案の場合…校内で起こった事案であれば、現場での応急処置や居合わせた子どもへの対応、外部からの問い合わせへの対応、警察との連携、報道への対応などさまざまな現場対応がまず必要となります。

遺族への対応…校長、担任、連絡窓口となる教職員（個別担当）の訪問を急いでください。また、事実の公表について了解を得てください。 →2

記者会見…2社以上*の取材（依頼）があった場合には開くつもりで準備を始めてください。 →3

保護者会…すぐに開くつもりで準備を始めてください。 →4

学校再開の方針…学校再開（発生後に初めて子どもが登校する日を「学校再開日」と呼びます）の方針が決まらなると、他の方針も決めにくくなります。自殺の影響が学校全体に及ぶと、自殺のリスクのある子どもに連鎖（後追い）する可能性がありますので、休校は避け、学校の日常活動を段階的に早期に平常化させるのが基本です。もちろん、亡くなった子の死を悼むこととの間にバランスを慎重にとってください。遺族と接触を続け、理解と協力を得ながら行う必要があります。 →6

目標

○対応に追われて本質を見失わないよう、何をすべきかイメージしやすい目標を掲げることをお勧めします。以下は最初の数日間における初期目標の例です。

初期目標の例

- ・遺族の気持ちに寄り添うこと
- ・心のケア
- ・学校の日常活動の回復
- ・自殺の連鎖（後追い）防止

対応態勢

○対応態勢について、次の3つに分けて解説します。

適切なリーダーシップ
 必要な人員の確保
 危機時の役割分担

適切なリーダーシップ

○校長は、遺族への対応はもちろんですが、保護者会、記者会見などで自ら前面に立ち、陣頭指揮をとってください。もちろん、全て校長が直接行うことはできませんので、保護者への対応窓口、報道への対応窓口、遺族への連絡担当者などを置き、チームとして対応してください。代理が必要となることもあります。

○危機時に適切な判断をするには、それなりの知識と経験を必要とします。学校危機の実務経験のある教育委員会職員やスクールカウンセラーなどの助言をよく聴いた上で判断してください。

必要な人員の確保

○危機時には様々な対応を集中して行う必要があるため、的確な方針と実施のためのマンパワーが必要になります。最初の3日間^{*}は、教育委員会は常時複数の職員（実務経験のある職員を含む）を派遣し^{*1}、助言とともに、学校では手が回らない部分をサポートしてください。想定外のことが次々に発生するのが危機ですから、多少オーバーぐらいの態勢で臨んでください。スクールカウンセラーなどの態勢については後述します。

○臨時に教師の補充が必要な場合には、教育委員会が速やかに対応してください。例えば、教頭や教務主任等が授業を担当しながら危機対応の中核を担うことは困難ですから、授業を代わりに行う教師が必要になります。

危機時の役割分担

○危機時には校長など一部の管理職、当該担任、養護教諭等の負担が大きくなります。これら教職員の負担を軽減し、その役割に集中できるように、例えば、次頁のような担当者を置いて役割分担してみてもどうでしょうか。現実には一人で何役かをこなさなければなりませんし、校長自ら行ったり、教育委員会職員が担う役割も出てきます。

○これらの役割分担は平時に決めて備えておく必要があります。単純に校内分掌をあてるといざという時に機能しないことがあるかもしれませんので、適材適所を考慮してください。また、あらかじめ代理も決めておいてください。

^{*1} 人口規模の小さな自治体では必要な人数を派遣することが難しい場合があります。また、学校危機対応に実務経験のある職員が必要となりますが、発生頻度や異動を考慮すると、人口規模の小さな自治体では実務経験職員を複数確保しておくことは難しいと考えられます。都道府県教育委員会は、市町村立学校の事案に対しても積極的に職員を派遣することが望まれます。

危機時の校内役割分担の例

- ・ 保護者担当 …保護者会の開催やPTA役員との連携を担当します
- ・ 個別担当 …遺族など個別の窓口になります
- ・ 報道担当 …報道への窓口になります
- ・ 学校安全担当 …校長や教頭の補佐、学校安全対策、警察との連携などを担当します
- ・ 庶務担当 …事務を統括します（事務長など）
- ・ 情報担当 …情報を集約します
- ・ 総務担当 …学校再開を統括します（教務主任など）
- ・ 学年担当 …各学年を統括します（学年主任など）
- ・ ケア担当 …ケアを統括します（養護教諭、教育相談担当者）

チーム編成と会議

○校長、教頭、上記担当者に、スクールカウンセラーや関係する教職員を加えた「校内危機管理チーム会議」（チーム会議）を編成し、随時開くことをお勧めします。直後是对応のほうが優先しますので、すぐには集まれないかもしれませんが、職員会議とチーム会議を合わせて1日3回*を目安にしてください。教職員の食事や休憩にも留意しつつ、力が発揮できる環境を整えてください。

○チーム会議や職員会議はなかなか集まるのが難しいため、学校全体の方針や報道対応、保護者会、遺族への対応などは、校長を中心とする幹部教職員などによる「本部」で協議し、決定することになります。

○ケアの詳細は、養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任、関係する担任や部活動顧問などによる「ケア会議」を1日1回*以上開き、統括してください。もちろん、重要事項は本部でも把握しておきます。

スクールカウンセラーなどの態勢

○自殺の事後対応にはスクールカウンセラー（臨時に配置されるカウンセラーを含む）やCRT^{*2}など（以下、「スクールカウンセラーなど」）による現地でのサポートが不可欠です。最初の3日間*は常時複数（実務経験のあるベテランを含む）のサポートが必要と考えられます。スクールカウンセラーの派遣には各都道府県臨床心理士会が協力しています。（www.jsccp.jp）

*2 CRTはクライシス・レスポンス・チーム(crisis response team: 危機対応チーム)の略で、いくつかの県に設置されています。県精神保健福祉センターに司令部があり、教育委員会とは独立した多職種の専門家チームです。活動期間は最大3日間に限定されているため、スクールカウンセラーなどによるアフターケアが必要となります。

2

遺族へのかかわり

何よりも大切なことは、子どもを亡くした遺族に対して心からの弔意を示すこと。そして、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進めてください。

遺族へのかかわり

○遺族へのコンタクトを急いでください。校長は校長として、担任は担任としての対応が必要ですが、連絡窓口となる教職員（個別担当）を別に置くことが望ましいです。

○自殺の事実を子どもや保護者、マスコミに伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めてください。特に、死亡の事実を文書で保護者にお知らせする場合には、あらかじめ遺族に文案を見せて了解をとるようにしてください。

○遺族が事故死として扱うと言われればそれを尊重しますが、学校が“嘘をつく”と子どもや保護者の信頼を失いかねませんから、「家族からは〇〇と聞いています」という表現に留めるなど工夫してください。子どもが自殺であることを知ってしまった場合は対応が難しくなります。引き続き遺族と話し合いを続けてください。

○亡くなった子どものきょうだいへのサポートは学校の大切な役割です。きょうだいも他校にいれば他校との連携が必要になります。息の長いサポートをしてください。

通夜、葬儀について

○遺族の意向を確認し、その上で、学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定めます。ただし、葬儀への子どもの参列についても、遺族は遠慮することがあります。要望が変わった場合でも柔軟に対応できるようにしておいてください。

○学校の方針に基づいて、通夜や葬儀について保護者や子どもに知らせます。ただし、通夜は通常夜間に行われるため、保護者の判断で参列してもらうことになります。

葬儀後のかかわり

○葬儀が終わってからも遺族へのかかわりを続けてください。亡くなった子どものことを話題にしてはいけないと思うかもしれませんが、その子どものことを誰も話さなくなることは、遺族にとってつらいことではないでしょうか。

○遺族はショックで呆然としていたり、自責感や怒りなど日々変化する感情によって大きく揺れたりします。しっかりと受けとめてください。専門的なケアの希望が出た場合には、スクールカウンセラーなどと相談の上で、専門機関等を紹介または情報提供してください。

○学校にある遺品については遺族と話し合ってください。もちろん、返却しますが、子どもたちとも話し合った上で、記念になる物をいくつか教室に置かせて欲しいと申し出てみるのも1つの方法です。クラスでの子どもへのかかわりは6で解説します。

○同級生が亡くなった子どものことを大切にしてくれることは、遺族にとって意味のあることではないでしょうか。たとえば、卒業アルバムのことで子ども達から前向きな提案があれば遺族に伝えてみてはどうでしょうか。

3

情報収集・発信

情報収集および積極的、かつ、一貫した情報発信を心がけてください。

情報収集と整理

○情報発信のためには、正確な情報の把握が必要です。「自殺かどうか」については学校が判断できるものではありません。警察が公表している情報などにより事実確認をしてください。

○教職員が「ちょっと気になるな」と思うことが本部にどんどん寄せられる必要があります。情報を収集しつつ整理し、全教職員が共通認識すべき内容はしっかりと共有することが大切です。

積極的な情報発信と注意すべきこと

○憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確で一貫した情報発信を心がけてください。節目節目では記者会見などを検討してください（学校に取材があり報道されている場合）。学校に都合が悪いというだけで正確な情報を出すことをためらっていると信用を失ってしまいます。

○もちろんプライバシーへの配慮が必要ですし、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があるので、これらに配慮しつつ、出せる情報は積極的に出していくという姿勢に立ってください。情報発信する場合の留意点について、参考までにWHOによるメディア関係者のための手引きから要点を解説します。

WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言

- ① 自殺に関する正しい知識を一般の人々に報道する。
- ② 自殺をセンセーショナルに表現したり、正常な行為であるといった表現をしたり、あるいは問題解決のためには避けられない手段として伝えたりしない。
- ③ 自殺の記事を目立つ位置に掲載したり、過剰に報道を繰り返したりしない。
- ④ 自殺や自殺未遂の手段を詳細に伝えない。
- ⑤ 自殺の場所に関して詳細な情報を伝えない。
- ⑥ 見出しの言葉を慎重に選ぶ。
- ⑦ 写真やビデオ映像を用いる場合は特に慎重に行う。
- ⑧ 著名人の自殺報道には特別の注意を払う。
- ⑨ 自殺の後に遺された人に対して十分に配慮する。
- ⑩ 困ったときにどこに助けを求めればよいのかについて情報を提供する。
- ⑪ ジャーナリスト自身も自殺に関する取材活動を通じて精神的な影響やショックを受ける可能性があることを認識しておく。

(Department of Mental Health and Substance Abuse, World Health Organization: Preventing Suicide: A Resource for Media Professionals. WHO, 2008.を日本語に翻訳したうえで、その要点をまとめたものである。)

○情報発信では、外部に出せるものは何なのかを明確にし、保護者、子ども、マスコミへの説明がちぐはぐにならないようにしてください。①発生事実の概要、②対応経過、③今後の予定などに整理しておきます。また、文書で示せる内容、口頭でのみ伝える内容、質問があってから説明する内容などに分けておくことも大切です。できれば、情報担当を置いて、一元化することが望ましいです。

- 自殺の事実を公表するにあたっては、あらかじめ遺族から了解をとるよう努めてください。多くの場合、遺族は自殺であることの公表を望まれませんので、遺族の意向を尊重しつつ進めてください。
- 保護者や外部からの問い合わせに対応する窓口が必要な場合があります。

その他情報の取り扱い

- 自殺の動機や背景はすぐにはわからないものです。情報がないからといって、早い段階で子ども同士のトラブルや教師の不適切な対応はなかったと決めつけないでください。
- 逆に、「前の日に同級生とトラブルがあった」などの断片的な情報が公表されると、それのみが原因であるかのような誤解を招きかねないことから、慎重な対応が必要です。
- 亡くなった子どもや家庭環境に関する情報についても配慮をお願いします。たとえ事実であっても亡くなった子どものマイナス面を軽率に言うべきではありません。
- インターネットや携帯メールを通じて、誤った情報が広まったり、人権の侵害が起こることがあります。そのような情報についても、日頃からよく把握している教職員をとおして収集することが重要です。

広報対応

- マスコミからの個別の問い合わせに対して、できれば校長とは別に教育委員会を含む職員の中から窓口（報道担当）を置くことが望ましいです。
- 取材が集中する最初の何日間かは記者会見をお勧めします。ただし、事実の説明についてはあらかじめ遺族の意向を確認してください。
- 記者会見の準備を教育委員会がサポートし、同席または司会進行するなどしてください。会見者は複数必要です。
- 本校の子ども、保護者、地域の人に話すように、誠実に対応することが大切です。
- スクールカウンセラーなどが記者会見で心のケアについて説明することがあります。ただし、実施の可否はスクールカウンセラーなどが判断します。

自殺の背景について

- 遺族が「どうしてわが子は自殺したのか。何があったのか」を知りたいと思うのは自然なことです。
- 学校にとっても背景を理解することは重要です。教職員からの聴き取りや、一部の子どもからの聴き取りなど、すぐにできることは始めてください。
- 校長が「たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実は事実として向き合っていく」という姿勢を示すことが重要です。教育委員会についてもこれは同じです。
- 遺族には必要に応じて別途説明を心がけてください。

4

保護者への説明

3と重複しますが、保護者への説明について解説します。

保護者への情報提供

- 保護者に正確な情報を伝えることで、憶測に基づく噂が広がることを防ぎます。また、学校と保護者との協力関係を維持してください。
- 当初は保護者向け文書を発行し、今回の事実や学校の対応、今後の予定、また、保護者が子どもに適切に接することができるように、子どもへの接し方や校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報などを適宜お知らせします。
- PTAとの関係ですが、日頃からの信頼関係に基づき、保護者の代表としての立場から言うべきことは言ってもらい、その上で、協力できるところは協力してもらうことが重要です。

保護者会

- 保護者会（全校か当該学年だけか）を開くつもりで早めに準備してください。ただし、事実の説明についてはあらかじめ遺族の意向を確認してください。
- スクールカウンセラーなどの協力が得られる場合、保護者会でスクールカウンセラーなどから心のケアについて20分*ぐらいの講話（心理教育）をお願いします。こういった場合に使うリーフレットが公開されていますので活用してください。状況に応じてスクールカウンセラーなどが修正する場合があります。 <http://www.h7.dion.ne.jp/~crt/>
- 保護者の不安に対応できるよう、保護者会終了後には教師やスクールカウンセラーなどは出口に待機しておきます。

5

心のケア

発生後に初めて子どもが登校する日を「学校再開日」と呼びます。「5 心のケア」と「6 学校活動」（ホームルームや授業、部活動など）が並行して行われることとなります。

ケア会議

- 養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任などによる「ケア会議」を1日1回以上*開き、ケア全体を統括します。必要に応じて、関係する担任や部活動顧問、管理職等も加わります。重要事項は本部も概要を把握しておく必要があります。
- ケア会議では、配慮が必要と考えられる子どもを中心に全体の把握に努めてください。
- 養護教諭や教育相談担当者は、まずは日頃から目を留めている子どもへの影響に注意を払ってください。その上で、一人ひとりへのかかわりだけではなく、影響を受けるかもしれない子どもたち全体を広く把握することに力点を置き、教師同士やスクールカウンセラーなどとの調整を図ります。

評価

○最初にしなければならないのが配慮が必要なケースのリストアップです。次頁を参考にリストアップし、特に気になるケースについては訪問を含む当面の対応を協議してください。もちろん、一人ひとりの状態を完全に把握することはできないので、後からわかることもあります。

1) 一般的な反応（心と体に起こること）

○自殺に限らず、身近に衝撃的な出来事が起こった時には、子どもの心と体に次のような反応がしばしば現れます。

- ・自分を責める：「私があの際に一言声をかえていれば防げたのでは」
- ・他人を責める：「〇〇君の態度が追いつめたに違いない。許せない」
- ・死への恐怖感：「自分もいつか自殺してしまうのではないか」
- ・集中できない。ひとりぼっちで過ごす。話をしなくなる。気持ちが落ちこむ。
- ・ひとりであることを怖がる。子どもっぽくなる。
- ・まるで何もなかったかのように元気にふるまう。反抗的な態度をとる。
- ・食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛や下痢、便秘、身体のだるさ

2) 反応の有無にかかわらず配慮が必要な子ども

○受け持ちの子どもや日頃から目に留めている子どもについて、1)で解説した反応や変化を観察するとともに、以下の情報を集め、配慮が必要な子どもをリストアップしてください。

a. 自殺した子どもと関係の深い人（喪失と関係性）

○親友、ガール(ボーイ)フレンド、同級生、同じ部活動をしているなどの関係を把握します。「自分のせいではないか」、「あの際こうしていたら防げたのでは」などと自責感を持ちやすいからです。担任教師もそのひとりです。

○特に直前に接触した人は「あの際私がああ言ったからではないか」と考える傾向があります。子ども同士のトラブルがなかったかどうかにも注意を向けてください。

b. 元々リスクのある人（以前からの課題）

○これまでに自殺未遂に及んだり自殺をほのめかしたことがある子どもには細心の注意を向ける必要があります。

○その他、元々精神保健上の課題を持つ子どもは、潜在的なリスクがあると考えて、早めに目配りする必要があります。

c. 現場を目撃した人（トラウマ）

○現場を目撃した人、特に遺体に直接対応した人は、その時見た映像や、湧き起こった強い感情などが、その後も突然よみがえり、あたかもその場にいるような体験が繰り返されてしまうフラッシュバックに悩まされることがありますので、該当者を把握しましょう。

d. ストレスに曝されている人（現実のストレス）

○これはどちらかというと教職員になりますが、終日の対応で強いストレスに曝されます。

○子どもの心と体の健康状態についてアンケートを行うことがありますが、時期、実施主体、記載場所、ケア態勢などを詰める必要があります。実施の判断を含めて必ずスクールカウンセラーなどの助言を受けてください。

気になるケースへのアプローチ

○スクールカウンセラーなどと協議し、気になるケースには必要に応じて家庭訪問や面談、電話連絡を行ってください。

○ショックや自責感の強い子どもは、スクールカウンセラーなどにつないでください。もちろん、本格的な治療が必要な場合は医療機関を受診してもらう必要があります。また、身体の症状（食欲不振、腹痛や下痢、不眠、体がだるいなど）を訴える子どもも受診を勧めてください。

教職員へのサポート

○子どもや保護者だけではなく教職員もサポートを必要としています。子どもの自殺は、教職員にとっても耐え難い出来事です。

○担任教師は、子どもの前に立つ前に、自分の今の気持ちを率直に言葉にしてみてください。教師が先にカウンセリングを受けてみてはどうでしょうか。管理職を通さず、スクールカウンセラーなどに自由に相談できることを保証してください。

○教職員自身が最近身内の死を経験していたり、十分癒されていないトラウマがあるなど、精神保健上の課題を抱えている場合には、負担が過重とならないような配慮が必要になります。

○職員会議を利用して、スクールカウンセラーなどから急性ストレス反応とその対応、教職員のメンタルヘルスについて30分*ぐらいの講義（心理教育）を早めに受けてください。

○スクールカウンセラーなどが教職員のグループワークを実施することがあります。早い段階で自分自身の体験を言葉にして表現し、仲間同士でわかちあうことは心身の回復につながるといわれています。

相談態勢

○配慮の必要なケースへの当面の対応を優先しつつも、広く希望者の相談が受けられる態勢を用意する必要があります。

○保護者や子どもからの電話での相談にも対応が必要です。本部で検討します。

○スクールカウンセラーなどが希望者のカウンセリングを受け付ける場合、カウンセリングを受けることは恥ずかしいことではなく、話すことで随分と気持ちが楽になることを子どもに伝えてください。また、カウンセリングを受けることが他の子どもにわからないように配慮してください。教師が先にカウンセリングを受けると、子どもに勧めやすくなるかもしれません。

○教師はそれぞれの立場で個別の関わりを続けてください。ケア会議などを利用して、子どもたちの状況を把握し、また、スクールカウンセラーなどのアドバイスを受けてください。

教職員の健康管理

○「ほとんど眠れない」が3日*以上続く場合は、医療機関を受診してください。医療が必要な教職員の受診を手助けしてください。

○教職員同士でもよく話し、支え合ってください。教職員が10人以内で集まり、率直に体験を分かち合う場を持ってみてはどうでしょうか。

6

学校活動

発生後に初めて子どもが登校する日を「学校再開日」と呼びます。「5 心のケア」と「6 学校活動」（ホームルームや授業、部活動など）が並行して行われることになります。

6-1

学校再開の準備

子どもに事実を伝える準備

○学校再開に向けて、子どもへの事実の伝え方について綿密に準備する必要があります。クラスによって伝える内容が大きく変わらないように、まず伝える内容の基本形を定めた上で、そのクラスに即した伝え方を用意してください。伝える内容は同じでも、当該クラス、当該部活動、当該学年、他の学年で伝え方は違ってきます。遺族が自殺の事実を伝えたくないとの希望の場合は、伝え方に工夫が必要です。 →2

校長から伝える際の注意

- 全校集会で校長自ら伝えるということがしばしば行われますが、学校再開日に大きな集会を開くとパニックが伝染する危険性があります。全校集会を開くのであれば、集会は短く終えて、すぐに各クラスで対応してください。
- あるいは、集会をせずに放送を使うという方法もあります。当該クラスには校長が出向いて直接語るという方法もあります。
- 校長のメッセージは短くし、教訓的な内容や「命を大切に」というようなありきたりの表現を避けてください。要点を箇条書きにし、主要教職員や教育委員会職員、スクールカウンセラーなどにチェックしてもらってください。できれば、原稿を担当等に前もって渡してください。
- 校長は感情を込めすぎないようにしてください。感情を表現するのはクラスで行います。

その他学校再開の準備

- 子どもたちの反応に対処できるように、心配なクラスや保健室には補助の教師とスクールカウンセラーなどを配置してください。
- 保健室には日頃の利用者以外に多くの子どもの来室が想定されますので、特に学校再開日には別室を用意し、応援の教師やスクールカウンセラーなどが対応できるようにしておきます。飲み物（興奮作用のあるカフェインの入った飲み物は避けてください）、飴（前日に知って食事を取っていない子どもがいる場合があります）、ティッシュペーパー、毛布などを用意します。
- トラウマ（深い心の傷）の予防と連鎖（後追い）自殺のリスクを下げるために、校内で起こった事案であれば、現場を見せないための対策が必要になる場合もあります。必要に応じて現場を遮蔽し、関係者以外校内立入禁止などの表示をしてください。
- 登下校の見守りなど子どもが少しでも安心感を得られるよう準備しましょう。

6-2 クラスでの伝え方

クラスで子どもに向き合うにあたり、スクールカウンセラーなどの助言を受け、教師同士で十分打ち合わせをしてください。

事実を伝える（知）

○伝える内容の基本形に基づき、そのクラスに即した伝え方をします。校長から伝えるのが先か後かでクラスでの伝え方が少し変わりますが、校長からはごく簡単にしか伝えられない点に注意してください。驚きのあまり頭に入っていない子どもがいても不思議ではありません。

○自殺の手段を質問されたら、そのまま答えるのでも、拒絶するのでもなく、質問した子どもの気持ちを十分受け止めるようなやりとりをすることが大切です。

○自殺はたった1つの原因で起こることはまれで、しばしば多くの要因が複雑にからみあっていることや、「本人が望んだ死なのだからそれでよい」のではなく、自殺は様々な要因から「追い込まれた末の行動」であることを理解しておく必要があります。

○自殺を美化してはいけませんが、自殺した人を非難してはいけません。

感情を表現する（情）

○事実を伝える中で、子どもたちから様々な感情が出てきます。感情をうまく表現することは大切ですが、抑えている感情を無理矢理表すように強いるのは危険です。複雑な気持ちを自然に表現できるようにしてあげるとともに、黙っていることも悲しみの一つの表現として認めてください。同じ経験をした他の子どもの話を聞いているだけでもよいのだと伝えてあげることが必要です。

○教師が自分の気持ちを否認すると、子どもも自分の気持ちを抑えてしまいます。悲しい時には泣いてもよいことを伝えてください。泣き続ける場合は、途中で休憩を入れてください。あらかじめティッシュペーパーを用意しておいてください。

○自責感や怒りなどの強い感情はクラスで扱うことには無理がありますので、反応の強い子どもには別の機会に個別に関わってください。また、スクールカウンセラーなどにつないでください。

これからどうするかを話す（意）

○事実を伝え、少し感情を表現したところで、徐々にこれからのことも話します。

○まず、自分がとてもつらくなった時に誰に相談するのかを話し合ってみます。友達、家族、教師の他に、カウンセリングや相談先のことを教えてあげてください。

○また、自分が知っていることや気になることがあれば、それを信頼できる大人に伝えることも一つの方法だと伝えてみます。

○次に、とてもつらい気持ちの友達がいたら、どんな配慮ができるかを尋ねてみるなどしてください。

6-3 クラスでの喪の過程

当該クラスを想定して解説します。6-3の流れは遺族の理解と協力が不可欠ですから、その都度丁寧に説明し、理解と協力が得られるよう努めてください。 →2

通夜、葬儀へのかかわり

- これからどうするかを話す中で、「亡くなった友だちのため」、「遺族のため」に何ができるだろうかに話しを向け、葬儀へのかかわりの準備を始めてください。
- 亡くなった人をみんなで悼み、悲しみを表現する場として葬儀はとても大切です。ただし、葬儀への参列を強制してはいけません。「出るととても辛くなるかもしれない時は、出ないことも決して恥ずかしいことではない」と伝えてください。そして、参列しなかったことで非難を受けることが無いように、教師がついて、出棺の時間に合わせて黙祷するなど参加の方法を考えてください。
- 葬儀のマナーについて教えてあげてください。
- ショックを受けた子どもが辛い気持ちを打ち消すために、はしゃいでしまうなどの場違いな行動に出ることがあることについても知っておいてください。

葬儀後

- 写真や作品、花や机については、遺族の心情に配慮することはもちろんですが、子どもたちと話し合っ、つらく感じている友だちにも配慮しながら、対応してください。
- 卒業までのプロセスが重要です。子どもたちには「亡くなった友達のことを忘れずに一緒に卒業したい」という気持ちもありますが、「悲しいことは思い出したくない」という気持ちもあります。つらい気持ちのクラスメートに配慮しつつ、一緒に卒業する雰囲気を作ってください。

簡易チェック

	1 危機対応の態勢	2 遺族へのかかわり	3 情報発信等
当 面 の 対 応	<input type="checkbox"/> 記録開始 (p1) (事実確認と対応経過) <input type="checkbox"/> 教育委員会職員到着 (p2) <input type="checkbox"/> 役割分担の確認 (p3) <input type="checkbox"/> チーム会議または 職員会議開始 (p4)	<input type="checkbox"/> 最初のコンタクト (p1, 4) <input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 担任 <input type="checkbox"/> 担当 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 事実の公表について 遺族の意向確認 (p1, 4)	<input type="checkbox"/> 警察発表内容の確認 (p5) <input type="checkbox"/> 遺族の意向確認 (p1, 4, 6) <input type="checkbox"/> 公表できる内容を整理 (p5) <input type="checkbox"/> 報道対応窓口 (p6) <input type="checkbox"/> 記者会見実施の判断 (p1, 6) <input type="checkbox"/> 問い合わせへの対応態勢 (p6) <input type="checkbox"/> 記者会見時説明等準備 (p6) <input type="checkbox"/> 関係者から聴き取り開始 (p6) <input type="checkbox"/> 遺族への別途説明 (p6)
そ の 後 の 対 応	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー など到着 (p3) <input type="checkbox"/> 目標設定 (p1) <input type="checkbox"/> 代替教師確保の計画 (p2)	<input type="checkbox"/> きょうだいへの サポート開始 (p4) <input type="checkbox"/> 葬儀等の意向確認 (p4) <input type="checkbox"/> 葬儀等引率計画 (p4, 12) <input type="checkbox"/> 葬儀等のお知らせ (p4) <input type="checkbox"/> 葬儀後の訪問 (p4) <input type="checkbox"/> 遺品について相談 (p4, 12)	<input type="checkbox"/> 教職員への聴き取り (p6) <input type="checkbox"/> インターネット等 チェック (p6)

注) 発生数日以内のチェックリストですが、全て網羅しているわけではありません。また、全ての項目が必要ではありませんし、全て実施できるわけでもありません。*印はスクールカウンセラーなどが実施する項目です。

リスト

4 保護者への説明	5 心のケア	6 学校活動	
<input type="checkbox"/> P T A 役員との協議開始 (p7) <input type="checkbox"/> 遺族の意向確認 (p1, 4, 7) <input type="checkbox"/> 保護者会実施の判断 (p1, 4)	<input type="checkbox"/> ケア会議開始 (p3, 7) <input type="checkbox"/> 配慮が必要なケースのリストアップ (p7, 8) <input type="checkbox"/> 気になるケースへのアプローチ開始 (p9)	<input type="checkbox"/> 現場の遮蔽 (p10) (校内で発生した場合) <input type="checkbox"/> 学校再開日の方針 (p1, 10)	当 面 の 対 応
<input type="checkbox"/> 保護者会のお知らせ (p7) <input type="checkbox"/> 校長談話 (保護者会) 用意 (p7) <input type="checkbox"/> 心理教育資料 (保護者会) 用意* (p7) <input type="checkbox"/> 学校からのお知らせ文書 (p7)	<input type="checkbox"/> 教職員の相談開始* (p9) <input type="checkbox"/> 心理教育 (教職員) * (p9) <input type="checkbox"/> 学校再開日の相談態勢 (p9) <input type="checkbox"/> 継続的相談態勢 (p3) <input type="checkbox"/> しばらく毎日ケア会議 (p3)	<input type="checkbox"/> 子どもへの事実の伝え方の基本形 (p10) <input type="checkbox"/> 校長メッセージ用意 (p10) <input type="checkbox"/> 各クラスの伝え方の打ち合わせ (p10) <input type="checkbox"/> 葬儀マナー指導内容 (p12) <input type="checkbox"/> 当該クラス、保健室等のサポート態勢 (p10) <input type="checkbox"/> 保健室に飲み物、飴、ティッシュ、毛布 (p10) <input type="checkbox"/> 各クラスにティッシュペーパー用意 (p10) <input type="checkbox"/> 登校見守り態勢 (p10)	そ の 後 の 対 応

おわりに

一人の子どもの自殺は、その家族はもとより多くの人々の心に深刻な影響を及ぼします。まずは遺族へ誠実にかかわり、影響を受ける子どもたちをケアし、教職員同士が支え合っ
て対応してください。自殺の動機や背景はすぐにはわかりませんが、学校にとって不都合
であっても事実には真摯に向き合うという姿勢が重要です。また、危機管理の向上や自殺
予防など、今後に活かす取組を是非お願いします。なお、本書は現場の実践で積み上げら
れた知見をもとに児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議がまとめたものです。
今後新たな知見が加われば、改訂時に反映する予定です。

添付資料⑥

児童生徒の自殺の背景調査に関する検討状況について（案）

I 文部科学省への報告統一フォーマットの検討

1. 確認された方向性

- 的確な自殺予防対策を充実させるためには、事実関係の正確な把握に基づくデータを数多く収集することが必要であり、統一フォーマットを定めて、児童生徒の自殺が発生した場合にすべて報告されるよう協力を求めることが必要である。

2. 今後の検討課題

- 報告用フォーマットにはどのような項目を盛り込むか。
- 学校からどの時点で報告する形とするか。
- 協力依頼についてどのように学校・教育委員会に周知していくか。

II 背景調査の指針の提示に向けての論点整理

1. 確認された方向性

（背景調査の意義）

- たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていく姿勢が重要である。
- 早期の段階で、現実は何が起きていたのかについて、時系列にしたがって詳細に記録しておく必要がある。
- 調査委員会の設置の意義は、「事実を知りたい」という遺族の希望に応えることと学校としての再発防止にある。

（報告書の作成及び公表）

- できる限り、背景に何があったのか事実を調べていくことが基本である。
- 背景事実と自殺との関連について分析する場合には、報告書は自殺に至った様々な要因を中立的に分析してこれを指摘し、再発防止に資するものとすべきである。
- 遺族には必要に応じて別に説明が必要になる。適切な報告が行われることは、遺族のケアにもつながる可能性がある。

2. 今後の検討課題

(背景調査の意義)

- どこまで詳細に事実関係を調査するのか。また、背景事実の調査までが目標なのか、さらには、動機・因果関係の分析までが目標なのか。

(調査委員会の設置・運営の主体)

- 調査委員会の設置・運営の主体としては、学校か、教育委員会か、あるいはそれ以外の場合もあり得るか。

(調査委員会の委員構成)

- 学校や教育委員会に加え、調査委員会に医師や弁護士等のような外部の専門家を加えて、調査結果の分析のための専門的知識を担保する必要があるのはどのような場合か。
- 医師・弁護士等の専門家の人材確保をどのように図るか。

(調査する事項と方法)

- 特に自殺した児童生徒の家庭に関連する部分の調査において配慮すべき点はどのようなことか。
- 警察の捜査の進展状況と背景調査の開始の関係をどう考えるか。
- 背景事実の調査を行い、これを分析していくためにはどの程度の時間をかけるべきか、あるいは、かけられるのか。

(報告書の作成及び公表)

- 調査結果を分析し、報告書にはどのような要素を盛り込むべきか。
- 報告書の公表の際にどこまでの了解が必要か、どのような点に配慮すべきか。